

○建設工事における最低制限価格の算定方法（平成29年10月1日以降）

西之表市が発注する建設工事の最低制限価格の算定方法を次のとおり見直しましたので、お知らせします。

1 対象工事

最低制限価格設定の対象は競争入札に付する建設工事とし、随意契約に係る建設工事及び建設工事に係る委託業務は対象としない。

2 最低制限価格の算定方法

最低制限価格は、次の（１）～（４）の手順により、算定するものとする。

（１）基準額（K）の算出

当該工事の予定価格の算出の基礎となった、次のA～Dの額（円未満切捨て）の合計額（以下「基準額」という。）を求める。

A：直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

B：共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

C：現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

D：一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

$$\text{基準額（K）} = A + B + C + D$$

（２）最低制限価格率の算出

（１）で求めた基準額（K）を工事価格（税抜き）で除した割合（以下「最低制限価格率」という。）を求める。この場合においては、小数点第4位を四捨五入し、小数点第3位までとする。ただし、その割合が10分の9を超える場合にあっては10分の9を、10分の7に満たない場合にあっては10分の7を最低制限価格率とする。

（３）最低制限価格（税抜き）の算出

最低制限価格（税抜き）は、予定価格の税抜き額に（２）で求めた最低制限価格率を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額とする。

（４）最低制限価格の算出

最低制限価格は、（３）で求めた最低制限価格（税抜き）に1.08を乗じて得た額とする。

3 実施時期

平成29年10月1日以降の一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る工事から適用する。